

## 第3部第9章 治療薬・治療法（準備期）

### 第9章 治療薬・治療法

#### 第1節 準備期

##### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、普及させることが重要である。平時からそのための体制作りを行うとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。

##### 2 所要の対応

###### (1) 治療薬・治療法の研究開発の推進のための基礎研究の人材育成【保健医療部】

大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、市は、大学等の研究機関を支援する。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

## 第2節 初動期

### 1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行うとともに、治療法の確立と、全国的な普及を目指した対応を行う。

国及びJ I H Sは、AMED<sup>82</sup>と連携し、準備期での整理に基づき、有事の体制へ早期に移行する。国は、発生した新型インフルエンザ等について、速やかに重点感染症<sup>83</sup>への指定を行い、感染症危機対応医薬品<sup>84</sup>等の開発を進める国際的な動向を注視しながら、治療薬・治療法の研究開発を推進するとともに、治療薬の迅速な承認から生産、配分、流通管理等に至るまで、一連の取組を進める。

### 2 所要の対応

#### (1) 医療機関等への情報提供・共有【保健医療部】

市は、国、J I H S及び県から提供・共有された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関、医療従事者、市民等に対して迅速に提供・共有する。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJ I H Sが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を適切に使用できるよう、速やかに医療機関等に情報提供・共有する。

#### (2) 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）【保健医療部】

ア 市は、国及び県と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必

---

<sup>82</sup> 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development の略）。医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担う機関として、2015（平成27）年4月に設立された国立研究開発法人。医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行う。

<sup>83</sup> 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

<sup>84</sup> 感染症危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等を指す。

### 第3部第9章 治療薬・治療法（初動期）

要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

イ 市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者や同じ職場にいる者等の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。

ウ 市は、国内での感染拡大に備え、国及び県と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

## 第3部第9章 治療薬・治療法（対応期）

### 第3節 対応期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、有効な治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

#### 2 所要の対応

##### （1）医療機関等への情報提供・共有【保健医療部】

市は、引き続き、国、J I H S 及び県から提供・共有された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び国が策定した診療指針等を、医療機関、医療従事者、市民等に対して迅速に提供・共有する。

##### （2）抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）【保健医療部】

市は、国及び県と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の方針を踏まえて必要な要請を行う。